平成２３年（再イ）第９５６号
大阪府八尾市楠根町２丁目12番地の９
再生債務者　原田麻祐美（旧姓高知）
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年３月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月14日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再イ）第９７４号
大阪市福島区野田２丁目９番14号
再生債務者　吉住　　学
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年３月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月14日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再イ）第９７５号
大阪府大東市新田北町１番36号　211
再生債務者　小西　伸治
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年３月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月14日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再イ）第１３２号
大阪府泉佐野市野出町８番25―302号
再生債務者　平田　理香
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年３月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月13日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２３年（再イ）第６５号
岡山市北区大安寺南町１丁目６番40号　レオパレス方地西202号
再生債務者　松尾　大輔
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年３月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月14日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（再イ）第７３号
岡山市東区瀬戸町旭ヶ丘２丁目１番地77
再生債務者　濵野　浩二
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年３月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月14日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（再イ）第１５号
山口県周南市瀬戸見町10番１―202号
再生債務者　吉元紀美子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年３月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月14日　山口地方裁判所周南支部

平成２３年（再イ）第５４号
熊本市細工町４丁目47番地１
再生債務者　井上　邦彦
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年３月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月13日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（再イ）第７１号
熊本県合志市須屋2672番地１グローリーハイツ２号、開始決定時の住所熊本県合志市幾久富建山1904―３レオパレス合志206号室
再生債務者　小森　　健
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年３月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月13日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（再イ）第５０５号
北海道江別市東光町４番地の10
再生債務者　桑原　敏哲
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年３月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月14日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（再イ）第４０号
函館市中島町29番８号
再生債務者　澤口　剛三
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年３月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月14日　函館地方裁判所

平成２３年（再イ）第６１号
相模原市中央区田名5983番地１
再生債務者　半村　文彦
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年３月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月14日
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（再イ）第６５号
静岡県焼津市相川697番地の２
再生債務者　松田　政典
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年３月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月14日
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（再イ）第３号
山口県防府市大字西浦2670番地
再生債務者　田村　秀次
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年３月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月14日　山口地方裁判所

平成２３年（再イ）第８３号
熊本市植木町岩野2137番地２
再生債務者　髙尾　雪子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年３月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月14日
熊本地方裁判所民事第１部

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構岩手都市開発事務所公告第１号

盛岡広域都市計画事業盛岡南新都市土地区画整理事業に係る吉田正己氏に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第77条第２項の規定による建築物等移転・除却通知及び照会については、送付したが受領を拒まれたので、土地区画整理法第133条第１項の規定により、その内容を下記により公告する。

平成 24 年３月 28 日

盛岡広域都市計画事業
盛岡南新都市土地区画整理事業
施行者　独立行政法人都市再生機構
岩手都市開発事務所長　今井　雄一

記

１　書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所
氏名　吉田　正己
住所　岩手県盛岡市向中野字野原35番地７
２　通知の内容
以下のとおり
（建築物等移転・除却通知及び照会）

以上